

【 化学物質管理者専門的講習(製造) 】

＜ 実 施 要 領 ＞

(一社)秋田県労働基準協会

1. 講習について

令和6年4月1日からは、化学物質(有機溶剤、特定化学物質等)を製造している事業場においては、厚生労働大臣告示により示された「化学物質管理者専門的講習」を受講した者から化学物質管理者(安衛則第12条の5)を選任しなければなりません。この講習を受講することが化学物質管理者の選任要件要件となります。

当協会では、化学物質管理者講師を対象とした専門家による研修を受講した講師が、法令講習科目に応じて説明します。※「製造」にはリスクアセスメント対象物質同土を混合させる事も含まれます。(詳しくは8参照)

2. 日時及び会場

[日 時] 令和6年6月4日(火) ~ 令和6年6月5日(水)

1日目: 9時00分 ~ 16時20分 会場: 協働大町ビル

(8時50分から開講オリエンテーションを行います。)

2日目: 9時00分 ~ 16時10分

3. 講習科目

- (1) 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等(2.5H)
- (2) 化学物質の危険性及び有害性等の調査(3H)
- (3) 化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等(2H)
- (4) 化学物質を原因とする災害発生時の対応(0.5H)
- (5) 関係法令(1H)
- (6) 化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく措置等(3H)

注意: (6)は実技講習です。

4. 定員 60名 (定員になり次第締切ります)

5. 科目免除者

- ①有機溶剤作業主任者、鉛作業主任者、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者、特定化学物質の各技能講習を全て修了した者 (免除科目:化学物質の危険性及び有害性並びに表示等)
 - ②第一種衛生管理者の免許を有する者 (免除科目:化学物質の危険性及び有害性等の調査)
 - ③衛生工学衛生管理者の免許を有する者 (免除科目:化学物質の危険性及び有害性等の調査・化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等)
- 上記の者は科目免除があります。

6. 受講料・テキスト代(消費税込み)

	非会員	会員	科目免除③		科目免除①又は②	
			非会員	会員	非会員	会員
受講料(税込み)	16,300円	13,600円	15,000円	12,000円	15,300円	12,600円
テキスト代(税込み)	1,980円	1,980円	1,980円	1,980円	1,980円	1,980円
合計(税込み)	18,280円	15,580円	16,980円	13,980円	17,280円	14,580円

※テキスト代は変更となる場合があります。

7. 受講申込方法

- (1) 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚(背景がないもの)を貼
- (2) 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します。申込書に希望の有無欄あり。)
- (3) 受講申込締切日及び受講料納入期限は 令和6年5月28日(火) とします。
- (4) 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はいたしません。
- (5) 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合わせください

●【申込先】 〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44
一般社団法人 秋田県労働基準協会
TEL 018-862-3362 ・ FAX 018-862-3729

●【振込先】 秋田銀行 大町支店 (普) 967575
一般社団法人 秋田県労働基準協会
専務理事 町田 良則 (マチダ ヨシノリ)
※振込は関係資料の送付後に行ってくださいようお願いいたします。

8. その他

化学物質管理者の選任についての疑問等は厚生労働省HPに記載がありますので確認ください。

【化学物質対策に関するQ&A(リスクアセスメント関係)】

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11389.html(厚生労働省)

